



令和 2 年 7 月 3 日
観 光 庁

地域限定旅行業務取扱管理者試験実施のお知らせ

～地域の体験・交流型旅行商品の企画・販売ニーズに応える試験を実施～

旅行者等が、地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型旅行商品の企画・販売等を行う際に選任が必要な「地域限定旅行業務取扱管理者」となるための試験を本年度も実施いたします。

背景

平成30年1月、「通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が施行され、地域限定旅行商品の企画・販売に関する制度の緩和が行われました。

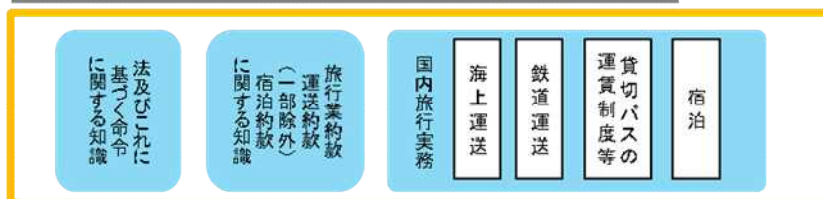
ポイント

- 営業所ごとに選任が必要な地域限定旅行者の「旅行業務取扱管理者」について、従来は「総合旅行業務取扱管理者」または「国内旅行業務取扱管理者」の資格が必要でしたが、上記法律の施行により創設されました「地域限定旅行業務取扱管理者」資格のある方を選任できることになりました。

取扱い可能な旅行範囲	総合旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者	地域限定旅行業務取扱管理者(新設)
日本全国+海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○

- 本年度も「地域限定旅行業務取扱管理者」資格取得のための国家試験を実施します。
- 試験科目は、法令、約款、国内旅行実務の3科目です。（航空運送に係る運送約款、航空運送に係る利用料金、国内地理等は出題範囲から除外されます。）

地域限定旅行業務取扱管理者試験の科目(イメージ)



- 「地域限定旅行業務取扱管理者試験」実施の詳細につきましては、7月10日の官報公告、観光庁のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kankochu/>) をご覧ください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため必要な対策を講じます。受験者におかれましては、咳エチケット等、感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：観光庁参事官（旅行振興）吉田、山口
代表：03-5253-8111（内線 27-340、27-328）
直通：03-5253-8329 FAX：03-5253-1585